

①史跡地の買上げについて (R2)

1 実施概要

「保存並びに整備活用を念頭におき計画的に公有化を進める範囲」である A-2 地区の地権者から、「土地の利活用のため、地面を均したい」との要望を受けました。しかし、該当地は地上遺構を残している場所であり、現状変更は受け付けられません。そのため、地権者の土地利用制限の補償に関わるものとして、平成 30 年度、令和元年度の買上げ事業に続き、土地買上げ（緊急買上げ）を行いました。

2 該当地の面積・購入価格

所在地	現況地目	公簿面積 (m ²)	価格 (円)
鈴鹿市広瀬町字南野 968 番 1 ほか 3 筆	畑/山林	2,910.00	21,155,700

※ 場所については別紙 E を参照

3 該当地の管理状況

将来の本整備に向け、除草等の日常管理を行いつつ、現地説明会等での活用を図っています。

4 今後の買上げ予定

保存管理計画に基づき、将来の政庁付近の整備に向けて、A-1 地区のうち政庁及び政庁西側を囲む築地塀及びその内側の範囲を優先的・計画的に購入していきます。

②史跡の追加指定について

A-2 地区と A-3 地区の間の土地所有者に働きかけ、追加指定に向けた承諾を得ていきます。（※ 場所については別紙を参照）

今後のスケジュール（予定）

令和 5～6 年度	所有者への説明
令和 7 年度	文化庁協議、意見具申
令和 8 年度	追加指定